

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

# IFRS in Focus

## IASB が、中小企業向け IFRS 基準の包括的なレビューに関する見解を求める

### 内容

### 背景

### 回答者への質問

### コメント期間

本 IFRS in Focus は、国際会計基準審議会 (IASB) の最近の「中小企業向け IFRS の包括的なレビュー」というタイトルの情報要請 (RFI) に関する情報を取り扱っている。RFI の焦点は、中小企業向け IFRS 基準に組み込まれていない新しい IFRS 基準および IFRS 基準の修正を組み込むかどうか、またどのように組み込むかについての見解を得ることにある。

### 背景

2009 年、IASB は「中小企業向け IFRS」基準を公表した。これは、中小企業 (SMEs) に特化して開発された一連の国際的な会計の要求事項を表す。これは、完全な 1 組の IFRS 基準に基づいて作成されているが、SME の財務諸表の利用者のニーズおよびコストと便益の考慮を反映する簡素化を行っている。

「中小企業向け IFRS」基準は、定期的に見直される。最初の包括的なレビューは 2012 年に開始され、2017 年 1 月 1 日以後開始する期間に発効した基準の修正につながった。次の包括的なレビューが進行中であり、RFI が公表された。

### 回答者への質問

#### 戦略的および全般的な質問

RFI の目的は、「中小企業向け IFRS」基準を完全版 IFRS 基準に合わせることで、中小企業に対して過大なコストおよび労力を引き起こすことなく、「中小企業向け IFRS」基準を適用して作成された財務諸表の利用者により役立つことができるかどうか、またどのように役立つことができるかについての見解を求めることである。

IASB はまた、「中小企業に対する目的適合性」、「簡素さ」、「忠実な表現」の原則が、IASB が、「中小企業向け IFRS」基準を完全版 IFRS 基準に合わせるべきかどうか、またどのように合わせるべきかを決定する際に IASB を支援する有用なフレームワークを提供するかどうかについても見解を求めている。

どの IFRS 基準、IFRS 基準の修正および IFRIC 解釈指針に合わせるかを検討することに関して、IASB は、RFI が公表される前に公表されたもの、すでに発効しているもの、または適用後レビューが完了したもののものとすべきかに関する見解を求めている。第 4 の選択肢を検討するべきであるとする回答者は、どのようにカットオフ日を定義すべきかを特定することが求められる。

詳細は下記 Web サイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

**見解**

IASB は、「中小企業向け IFRS」基準の範囲の修正に関する質問をしないことを決定した。それにより、本基準の現在の範囲、すなわち一般目的財務諸表を作成し、公的説明責任を有さない企業を維持することを意図することを明確にしている。最初の包括的なレビューでは、IASB は質問をし、その後、範囲を修正しないことを決定した。これは、範囲の変更には、会計上の要求事項の変更が必要になる可能性があり、本基準の複雑性という意図しない結果を招く可能性があるためである。

**「中小企業向け IFRS」基準の特定の章を合わせることにに関する質問****第 2 章 「中小企業向け IFRS」基準の概念および全般的な原則**

本章は現在、1989 年版の「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」に合わせている。IASB は、更新された 2018 版の「概念フレームワーク」に合わせておくべきかどうか、および「中小企業向け IFRS」基準の他の章の修正が必要になるかどうかについて見解を求めている。IASB はまた、特定の状況で「中小企業向け IFRS」基準を適用する企業が利用可能な「過大なコストまたは労力」の概念を維持すべきかどうかについても、回答者の見解を求めている。

**第 9 章 連結および個別財務諸表**

第 9 章 は、どの企業が連結財務諸表に含まれるかどうかを決定する基礎として、廃止された IAS 第 27 号「連結および個別財務諸表」の支配概念を使用している。IASB は、支配の定義を IFRS 第 10 号の定義と合わせるべきかどうかについての見解を求めている。IASB は、本章に、親会社が企業の議決権の過半数を直接的にまたは間接的に所有する場合、支配が存在するという推定を引き続き含めるべきかどうかについても、見解を求めている。

**第 11 章 基礎的金融商品および第 12 章 その他の金融商品に関する事項**

第 11 章には、基礎的金融商品の例のリスト、および負債性商品を基本的金融商品として分類し、従って償却原価で測定するために満たさなければならない条件のリストが含まれている。IASB は、IFRS 第 9 号の分類要件と同様の、契約上のキャッシュフローの特性に基づいて金融資産を分類する原則を、当該リストにより補足すべきかどうかについての見解を求めている。

第 11 章の減損モデルは、廃止された IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」の発生損失モデルに基づいている。IASB は、特定の金融資産（営業債権など）に対して全期間の予想信用損失を引き当てることを要求する IFRS 第 9 号の単純化された減損アプローチと本章を合わせるべきかどうかについての見解を求めている。

第 12 章は、中小企業がリスクを管理するために使用する可能性が高いヘッジ活動の種類に関する要求事項を定めている。IASB は、「中小企業向け IFRS」基準には、ヘッジ会計の要求事項を含める必要があるかどうか、同意する場合は、ヘッジ会計の要求事項は現在発効しているものを維持すべきか、あるいは IFRS 第 9 号と合わせるべきかについて見解を求めている。

金融商品の認識および測定について、企業は現在、「中小企業向け IFRS」基準の第 11 章および第 12 章を適用するか、または IFRS 第 9 号の公表の直前の版の IAS 第 39 号を代わりに適用するかを選択肢を有する。IASB は、これらの場合に IAS 第 39 号を適用することを選択する企業があるかどうか、および IFRS 第 9 号に参照先を変更することについての回答者の見解を求めている。

前回の包括的なレビュー以降、中小企業適用グループ (SMEIG) は、「発行者の単独または個別財務諸表 (individual or separate financial statements) における金融保証契約の会計処理」についての Q&A を公表している。本 Q&A のガイダンスに従うことは、金融保証に関する IFRS 9 の要求事項に従うよりも負担が大きいため、IASB は、代わりに IFRS 第 9 号の金融保証に関する要求事項に第 12 章を合わせるべきかどうかについての見解を求めている。

見解

IASB は、第 11 章および第 12 章の開示の要求事項を、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の開示の要求事項に合わせることに  
関する見解を求めている。IFRS 第 7 号の開示の要求事項の多くは、金融機関または証券が公開の資本市場で取引されている  
企業向けに設計されているためである。このような企業は、「中小企業向け IFRS」基準を適用できない。

第 15 章 ジョイント・ベンチャーに対する投資

本章は、廃止された IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」に基づいており、共同で支配される企業を、共同支配の  
営業活動、共同支配の資産、または共同支配企業のいずれかに分類することが要求される。IASB は、これら 3 つのカテゴリ  
ーおよびそれらに対応する会計の要求事項を維持すべきかどうかについての見解を求めている。これには、共同支配企業に対し  
て、原価モデル、持分法または公正価値モデルのいずれかを適用する会計方針の選択が含まれる。IASB はまた、共同支配の  
定義を IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」における定義と合わせるべきかどうかについての見解を求めている。

第 19 章 企業結合およびのれん

第 19 章 は、2004 年版の IFRS 第 3 号「企業結合」に基づいている。IASB は、本章が、段階取得、取得関連コストおよび条件  
付対価の分野について、2008 年版の IFRS 第 3 号合わせるべきかどうかについての見解を求めている。

IASB はまた、IFRS 第 3 号における事業の定義に関する最近の修正を第 19 章に組み込むべきかどうかについて、回答者の見  
解を求めている。

見解

IASB は、「中小企業向け IFRS」基準の最初の包括的なレビュー中に、第 19 章の要求事項を 2008 年版 IFRS 第 3 号に合  
わせないことを決定した。なぜなら、第 19 章の要求事項は実務上うまく機能しており、新しい公正価値測定  
の要求事項を追加することは、不必要な複雑性を導入することとなるためである。しかし、IASB は、その間に、2008 年版 IFRS 第 3 号の適用後  
レビューを完了し、追加的な適用の経験を評価できるため、今回の包括的なレビューの一環として合わせることを再検討してい  
る。

第 20 章 リース

「中小企業向け IFRS」基準の本章は、IFRS 第 16 号「リース」により廃止された IAS 第 17 号「リース」に基づいている。IASB  
は従って、本章が IFRS 第 16 号と合わせるべきかどうかを質問している。IFRS 第 16 号により、変動リース料に関する簡素化  
を含み、割引率とリース期間を決定し、借手は、すべてのリースについてリース資産を使用する権利およびリース債務を認識す  
る結果となる。第 20 章の開示の要求事項を維持することは、追加の簡素化を提供する可能性がある。

第 23 章 収益

本章は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」により廃止された IAS 第 18 号「収益」に基づいている。IFRS 第 15 号  
は、収益の認識のためのより構造化されたフレームワークを提供している。しかし、IASB は、新しい要求事項の影響は実務上、  
ほとんどの中小企業にとって限定されるかもしれないと考えた。IASB は従って、本章を見直すにあたり、次の 3 つの選択肢のう  
ちどれを検討すべきかについて見解を求めている。

1. 第 23 章と IFRS 第 15 号の明確な差異を除去するためのみ、本章を変更する。
2. IFRS 第 15 号に合わせるために第 23 章を完全に書き換える。
3. 現在有効な第 23 章を維持する。

IASB はまた、代替案 1 と 2 について、移行時の救済措置を提供すべきかどうかについての見解も求めている。

## 第 28 章 従業員給付

IAS 第 19 号「従業員給付」は 2011 年に修正され、解雇給付について、企業が当該給付を撤回できなくなった時と、関連するリストラチャリングに係るコストが認識された時のいずれか早い方の日に、認識しなければならないことを明確にした。IASB は、第 28 章の解雇給付についての認識の要求事項を本修正と合わせることにする見解を求めている。

2011 年の IAS 第 19 号の修正には、確定給付に関する数理計算上の差異の表示の変更も含まれている。IASB は、第 28 章における数理計算上の差異の表示についての会計方針の選択は適切であると考えており、従って、その点について第 28 章を IAS 第 19 号と合わせることは提案していない。

## 公正価値測定

第 11 章は、別の章が（「中小企業向け IFRS」基準で定義されている）公正価値の使用を要求する場合に、公正価値を見積もるための要求事項を定めている。公正価値の定義および公正価値を見積もるための要求事項は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」とは合っていない。

IASB は、「中小企業向け IFRS」基準を IFRS 第 13 号に合わせることにし、および設例を含めることに関する見解を求めている。この変更は、公正価値測定が要求される場合について新しい要求事項を追加しない。

## 他の IFRS 基準の修正および新しい IFRIC 解釈指針

IASB は、「中小企業向け IFRS」基準を前回の包括的なレビュー以降に公表された IFRS 基準の修正（上記以外）および新しい IFRIC 解釈指針に合わせるのかどうか、およびどのように合わせるかについての見解を求めている。

## **新しいピックおよび「中小企業向け IFRS」基準に関連する他の問題に関する質問**

### 規制繰延勘定

2014 年に、IASB は IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」を公表した。これは、企業が料金規制の対象となる場合に生じる規制繰延勘定を取り扱っている。IASB は、IFRS 第 14 号を置換える可能性のある料金規制対象活動に関するプロジェクトが現在あるため、「中小企業向け IFRS」基準を IFRS 第 14 号に合わせないことについて見解を求めている。

### 暗号通貨

IASB は、「中小企業向け IFRS」基準において会計処理を取り扱うべきかを決定するため、中小企業において暗号通貨の保有および暗号資産の発行の広がりについての情報を収集したいと考えている。

### 確定給付制度

「中小企業向け IFRS」基準の第 28 章は、確定給付制度債務の測定についていくつかの簡素化を認めている。IASB は、作成者から、これらの簡素化がどのように適用されるかについて不確実であるというフィードバックを受けている。したがって、IASB は、回答者がこれらの簡素化を適用する企業を承知しているかどうか、もしそうである場合、簡素化を適用する際に生じる困難を承知しているかどうかを質問している。

### その他のトピック

IASB は、「中小企業向け IFRS」基準が取り扱っておらず、含めるべきトピックがあるかどうかを質問している。回答者が、追加のガイダンスが必要であるとする「中小企業向け IFRS」基準の分野があるかどうかについても質問している。

## **コメント期間**

RFI のコメント期間は、2020 年 7 月 27 日に終了する。コメント期間の終了後、IASB は RFI からのフィードバックを分析し、「中小企業向け IFRS」基準の修正を提案する公開草案を公表する。

**さらなる情報**

RFIに関するご質問がある場合は、デロイト担当者にご連絡ください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL (または “Deloitte Global”)ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2020. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.